

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版>
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人沖縄大学
②設置大学名称	沖縄大学
③担当部署	法務監査室
④問合せ先	kansa@okinawa-u.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和7年9月16日
⑥点検結果の公表日	令和7年9月26日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.okinawa-u.ac.jp/about/disclosure/
⑧本協会による公表	<input checked="" type="radio"/> 承諾する

【備考欄】

--

様式 I**I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果**

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1 ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神等の基本理念及び教育目的を、ホームページ等を通して学生を始めとする多様なステークホルダーに明示しています。 https://www.okinawa-u.ac.jp/about/disclosure/
実施項目 1－1 ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学科ごとに卒業認定・学位授与の方針(DP)、教育課程編成・実施の方針(CP)及び入学者受入れの方針(AP)を策定し、それを基軸として教育課程の編成、運用を行っています。募集要項にAPを明記し、それに基づく入試を実施しています。履修ハンドブックにCP、DPを明記し、それに基づくカリキュラムを編成しています。また、履修ハンドブックには履修規程を掲載し卒業要件を明示しています。2年次の基礎学力調査と4年次のDP達成度の測定等により、DP、CPの実質化に努めています。
実施項目 1－1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	沖縄大学学則第 51 条第 1 項では「学長は、校務を掌り、職員を統督する」と規定しています。同第 51 条の 2 第 2 項では「副学長は、学長を助け、命を受けて校務を掌る」ことを規定しています。同 52 条第 2 項では「教務部長、学生部長、図書館長は、職員の内から学長が任命する」ことを規定しています。同 53 条第 1 項は「各学部に学部長を置く」ことを規定し第 2 項で学部長は「当該学部の運営に関する校務を統轄する」ことを規定しています。同第 55 条第 3 項では教授会は「学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べる」ことを規定しています。学長、副学長の担う業務・役割については「学校法人沖縄大学 役員の職務及び責任の明確化に関する機関決定」に記載し明確にしています。
実施項目 1－1 ④	説明
教職協働体制の確保	本学では 2012 年に定めた「沖縄大学基本方針」の 5. 沖縄大学教職員の行動指針の(3)で「教職員がお互いの立場と役割を理解し、尊重し合い、協力関係を深めることにより、学生へのサービスの向上と本学の理念の達成に努める」ことを定めています。また同じく沖縄大学の基本方針の 8. 沖縄大学の管理運営に関する方針の(2)は「教職協働を更に推進し、全沖縄大学人が学生の教育に心を一つにして取り組む大学づくりを目指す」ことを定めています。

	<p>隔週で開催される管理職会議は「沖縄大学の教学関係及び事務局運営に関して、全学的な立場で連絡調整を図り、基本方針原案を作成」し「組織及び運営の方法を定めることを目的」として教員管理職と職員管理職を構成員として開催される会議です。その他主要な会議でも所管部署の課長職等が正式な委員として参加し、職員サイドの視点も活かせる運営となっています。</p> <p>2009 年度より毎年 8 月に開催される、教職合同研修会では、中退者対策、ハラスメント防止、中長期計画の実質化等、毎年時宜に応じたテーマを設定し、教員と職員が意見交換を行い、互いの考え方や立場を理解する貴重な場となっています。</p>
実施項目 1-1 ⑤	説明
<p>教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進</p>	<p>本学ではファカルティ・デベロップメント (FD) 活動を企画立案し、実施するために、FD 委員会を設置しています。委員会は、教員の教育能力の開発・向上に関して検討を行い、その質的充実を図ることを目的としています (委員会規程第 2 条)。スタッフ・ディベロップメント (SD) については、事務職員に必要な知識、技能及び教養を習得させるとともに、職員が自ら職務能力の啓発に努めることを助成し、その資質の向上を図ることを目的として事務職員研修規程 を定めています。年度末には FD 委員会によって次年度 FD 計画が策定されます。SD について事務職研修委員会によって次年度 SD 計画が策定されます。2009 年から毎年、夏季休業期間中に実施している教職合同研修会は、2025 年 8 月で 17 回目の開催となりました。</p>

原則 1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1-2 ①	説明
<p>中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定</p>	<p>沖縄大学中長期計画・自己点検委員会規程第 2 条は「委員会は、沖縄大学の基本方針及び中長期計画の策定について審議するとともに、策定された基本方針及び中長期計画の実施、点検・評価、見直しを統括することにより、より有効な方策を探りながら本学の理念を追求することを目的とする」旨を規定しています。また、第 7 条で「沖縄大学憲章を踏まえ 10 年間で実現を目指す」長期ビジョン、「長期ビジョンの実現に向けて 5 年間で実施する」中期計画、「部署の中期計画を具体化する」年度事業計画とすることを定めています。また、本学の自己点検・評価活動の妥当性と客観性及び内部質保証の有効性を担保し、教育の質の向上を図るため、沖縄大学外部評価委員会を設置しています。</p>

	外部評価委員会では、毎年委員の皆様から貴重なご意見をいただいています。委員からの意見については経営企画室で取りまとめ、対応する学科・部署も確認されており、第六次中計や次年度事業計画に反映させ取り組んでいます。
実施項目 1-2②	説明
計画実現のための進捗管理	沖縄大学中長期計画・自己点検委員会規程第6条第2項で「委員会は、沖縄大学の基本方針、長期ビジョン及び全学の中期計画書をもとに全学、部門・部署に中期計画書及び年度事業計画書の作成並びに自己点検・評価活動の記録の提出を求める。全学、部門・部署の各段階においてそれぞれの長は別表1の各文書に係る実施、点検・評価、見直しを掌握する」ことを規定しています。同条3項では「委員会は、提出された全学、部門・部署の中期計画書、年度事業計画書及び自己点検・評価活動の記録をもとに、内部質保証体制が適切に機能しているかを点検・評価し、必要に応じて改善を指示する」ことを規定しています。また第10条では中長期計画は理事会の承認を得た後「ホームページ等で学内・外に公表する」ことを規定しています。中長期計画及びその単年度計画である事業計画は、所管部署である経営企画室によって進捗管理が行われ、ホームページを通して内外に公表されています。

原則 2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2-1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神に基づく人材育成とともに、地域の多様な社会人の受入れなど、社会の要請に応じた学びの機会を提供します。「教育の機会均等」を建学の精神とし、沖縄大学は、常に地域に必要とされる人材を育成し社会に輩出してきました。設立当初は、経済復興のための商経科、国際発展のための英語科、教養豊かな女性のための被服科から出発しました。小学校教員の絶対数が不足した時代は初等教育科を設置しました。復帰後も、福祉文化学科、現代沖縄研究科、こども文化学科、健康スポーツ福祉専攻、健康栄養学部設置と、常に地域と時代が必要とする人材とは何かを考え、その育成を行ってきました。2008年には「地域共創・未来共創の大学へ」という新たな大学の理念のもとに、沖縄大学憲章では地球市民・地域市民の共育の拠点となることを宣言しました。学部教育のみならず、社会人に向けた大学院の教育、土曜教養講座、科目等履修生

	など、沖縄大学には、県都那覇にある唯一の総合大学として、これらの要請に積極的に対応しています。
実施項目 2-1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	「地域共創・未来共創の大学へ」という本学の理念に基づき、本学では「沖縄大学の社会との連携・協力に関する方針」を定め、沖縄という地域が直面する「平和」、「人権」、「環境」、「経済的自立」、「福祉」などに重点を置いた研究を進め、地域の産官民の多様なステークホルダーと提携していく旨を方針として確認しています。毎年作成している事業報告書には「地域貢献事業」として前年度実施した、地域研究、市や市議会との連携事業、土曜教養講座、出前講座、学外委員・講師の派遣数等を記載し、年々の社会貢献・地域連携活動の状況が分かるようにしています。

原則 2-2 多様性への対応

実施項目 2-2①	説明
多様性を受容する体制の充実	第六次中期計画では「重点課題 1. 沖大という場」は「年齢・性・出身・職業・障がい・国籍・信条を超え多様な人々が行き交う地域のホットスポット」として「多様性に満ちた社会の中で、沖縄大学に集う多様な学生・教職員は互いに学び、学びを求めにやってくる地域の人々と共に学ぶ、活気あふれるキャンパス」となることを目指しています。また、学位授与方針は「多様性について理解を深め、他者の立場に立って考えることができ、他者と協働すること」ができています。 国内・国外の大学でお互い学ぶことができる派遣留学制度は協定校を増やししながら、着実に進められています。大学の研究成果と知識を社会に還元すると同時に地域との交流を図る土曜教養講座をはじめとする各種公開講座、また地域との連携を図った包括的連携事業も年々その数を増やし新たな取り組みを行うなど、多様性を受容する体制の整備・充実に努めています。
実施項目 2-2②	説明
役員等への女性登用の配慮	実施項目 2-2①に記載の通り、沖縄大学は「年齢・性・出身・職業・障がい・国籍・信条を超え多様な人々が行き交う地域のホットスポット」を目指しています。男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、役員や評議員等への女性登用に配慮しています。2025年9月1日現在、女性は理事として1名、評議員として3名が登用されています。

原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事選任機関は評議員会とし、構成員はすべての評議員としています（寄附行為第6条）。理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守します。「学校法人沖縄大学役員の職務及び責任の明確化に関する機関決定」に規定する「担当する職務内容・期待する役割」で求められる知識、能力及び経験を有し、大学法人のガバナンス強化と持続的な発展に貢献できる人材を登用します。
実施項目 3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会の役割、権限及び体制を明確にし、適切な理事会の運営を行うため、理事会の職務権限、業務決定の委任、招集手続、議長、定足数、決議要件及び議事録その他の必要な事項を理事会規程として定めています。理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び監事は評議員会に出席し、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をします（寄附行為第48条）。評議員会は評議員が選任した者6名、理事会が選任した者5名となっています（寄附行為第32条）。このように理事会と評議員会は建設的な協働と相互牽制を確立しています。
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事等（特に外部理事及び監事）への研修機会の提供を目的に、比較的協議事項等の少ない夏季休暇中の8月又は9月の理事会開催時に理事会内勉強会を行っています。また理事会では、私学事業団のガイドラインに基づく「経営判断指標に基づく経営状態の区分」や「自己判断チェックリスト」、経営企画室作成の「データで見る入学者・退学者・卒業者・就職者の推移」、入試状況や就職状況等、都度情報の提供に努めています。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事は評議員会の決議によって選任します。選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することが出来るものを選任します（寄附行為第22条）。また、監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守します。会計監査人は評議員会の決裁によって選任します（寄附行為第52条）。評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに

	会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定します（寄附行為第53条第1項）。また、会計監査人の選任に当たっては、私立学校法第81条第3項に規定する資格に関する要件を遵守します。
実施項目3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	学校法人沖縄大学監事監査規程第12条では、監事は「会計監査人及び法務監査室と密接な連携を保ち、情報交換を行い、効率的な監査を実施するよう努めなければならない」旨を規定しています。毎年5月に実施される決算監査時や12月に実施される期中監査時には、監事、会計監査人及び内部監査を所管する法務監査室で情報の共有と意見交換が行われています。
実施項目3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事は毎年、文部科学省が主催する学校法人監事研修会に参加（案内）いただいています。また、毎月開催される理事会前に、30分程度の監事監査を実施し、その際の根拠資料等の説明（監事監査調書）により情報の提供も併せて行われています。実施項目3-1③に記載の通り、理事会内勉強会による研修機会の提供や、理事会内で経営に関する情報の提供が都度行われています。

原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為第32条第1項では評議員の選任について以下を規定しています。(1) この法人の職員で評議員会において選任した者3名 (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から、評議員会において選任した者3名 (3) 学識経験者の中から、理事会において選任した者5名 また同条第4項では以下を規定しています。「評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする」。評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しています。
実施項目3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	寄附行為には評議員会の運営について評議員会の職務（第37条）、招集（理事長による招集第41条、評議員による招集第42条、監事による招集第43条）、運営（第45条）、決議（第46条）等について明確に規定しています。理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び監事は、評議員会に出席し（第48条）、評議員から

	特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をします（同条第2項）。理事会規程では、必要な事項については評議員会の意見を聴いたうえで、又は評議員会の決議を得て、法人の業務遂行上の重要事項を審議・決定すること（第2条第2号）としています。評議員会と理事会は、相互牽制の関係にありつつも、評議員会の運営を通して、協働体制を築いています。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	従来から、予算案の諮問や決算報告等の定期開催時に入試状況や就職状況等の情報の提供、経営状態やガバナンス体制等をわかりやすく説明し大学運営への理解を深めていただく情報の提供に努めてきました。2025年9月25日開催の、2025年度(臨時)評議員会では、年に一度は評議員会を研修機会の提供として開催することを確認し、評議員会内勉強会として「ガバナンス・コード 2.0 について」の研修を実施しました。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	危機管理規程、リスク管理規程及び防火・防災管理規程を定めています。また危機管理ガイドラインや事象に応じた災害対策マニュアルも整備しています。事業継続計画は2025年度中の策定を目指し防火防・災管理委員会で審議継続中です。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	沖縄大学の基本方針「8. 管理運営に関する方針」には「法令順守を徹底」する旨を規定しています。大学におけるコンプライアンスに必要な事項を定め、役職員が高い倫理観と理念を持ち、適正かつ公平な業務遂行することを通して、本学の社会的信頼の維持に資することを目的として沖縄大学コンプライアンス規程を定めています。法令違反等の行為が生じ、又は生じる可能性がある場合に、これを本学の内外から匿名相談できる公益通報の窓口を総務課に置いています。2021年4月に設置された法務監査室では「各種法令や学内規程等の運用のチェック及び相談に関すること」を所掌しています。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	本学は情報公開等規程を制定し、情報を公開する項目、対象者、方法、対象者等を明確にしています。ま

	た HP 上に「情報公表サイト」を設置し、情報公開を推進しています。情報公表サイトで公表する情報は、担当部署である総務課によって、年に1度以上、適宜更新作業を行っています。
実施項目 4-1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	情報公表サイトは一覧性を重視し、目的とする情報へのアクセスが容易な構成としています。公表されている事業報告書の「財務の概況」では学校法人会計に基づく用語の解説や、本学の財務状況についての解説・分析を記載しています。また、財務状況に限らず、本学への志願者、合格者、入学者等の情報が経年比較で確認できるように記載し、より理解していただく為の工夫を行っています。また、大学の広報誌「沖大広報」は保護者や高校等のステークホルダーに送付するだけでなく HP にも掲載し、大学の状況を広く理解していただけるように努めています。

II- II. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明